

市税に係る減免措置調査票

		所属名	ゆとりとみどり振興局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容 (該当条例等)	中沢記念野球会館(高校野球連盟)	
		条例 <u>規則</u> 第 4 条 の 3 第 29 号	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 本市では、だれもが気軽にスポーツを楽しむまちづくりを目指し、さまざまな生涯スポーツ振興施策を推進している。 (2) 支援の必要性(理由) 本会館を所有する日本高等学校野球連盟は、高等学校野球の健全な発達を図ることを目的とし、高等学校野球大会の開催や講習会、調査研究など公益性の高い事業を展開しており、公益性が高く、本市生涯スポーツの振興に大きく寄与していることから、本会館の固定資産税について減免を行ってきたところである。	
③ ②で財政支援の必要性があったとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		<u>有</u> ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		代替の支援スキームがない中、市税減免措置を急に廃止することは、団体の円滑な運営に大きな影響を与えるため、段階的な措置が求められるところである。	